

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委 託 業 務 番 号	令和4年度 教総委第10号
委 託 業 務 名 称	GHP保守点検業務委託(南郷里小学校ほか14校)
委 託 業 務 場 所	長浜市南田附町 ほか14か所
業 務 の 概 要	GHPの保守点検 対象施設:南郷里小学校、北郷里小学校、湯田小学校、田根小学校、浅井小学校、 びわ南小学校、びわ北小学校、虎姫学園(虎姫小学校)、速水小学校、富永小学校、 高月小学校、七郷小学校、木之本小学校、伊香具小学校、余呉小中学校
履 行 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 額 (税 込)	9,133,388円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 兵庫県尼崎市潮江一丁目3番30号 [商 号 又 は 名 称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は、GHP設備の故障発生時に迅速かつ適切な対応をすること、重大な故障・不具合を未然に防ぐことを目的としている。メーカーであれば、技術情報が迅速に入手でき、信頼性の高い保守が行われる。また、一度保守業務の委託をやめてしまうと保守期間外の整備には責任が持てないことから、再度改めて保守を受けることができなくなってしまう。 以上のことから、上記業者に業務を委託する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。